

5 施策推進のための体制整備

(1) 民間支援団体との連携・協力

犯罪被害者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制を作っていくためには、犯罪被害者支援において重要な役割を果たす民間支援団体との連携を深め、協力して取り組みを進めています。

(2) 市町との連携・協力

犯罪被害者が平穏な生活を取り戻すためには、地域社会における十分な理解と支援が重要であり、住民に最も身近な行政主体である市町の果たす役割が大きいことから、市町との適切な役割分担を踏まえ、情報提供の充実や情報の共有等を図りながら、連携と協力による取り組みを進めています。

(3) 国や関係機関との連携・協力

犯罪被害者に対する支援施策は、国において現在検討中であるものや司法制度など県が直接関わらない施策も多くあるため、国との連携を強化して情報の収集に努めるとともに、検察庁、労働局、日本司法支援センター（法テラス）^{※5}など県内にある国や関係機関とも連携、協力して取り組みを進めています。

(4) 滋賀県における横断的な庁内推進体制

犯罪被害者支援を効果的に進めていくためには、密接に関連したそれぞれの施策を部局間の連携の下に、実施していく必要があります。

そのため、本県の安全なまちづくり施策の庁内連携組織である「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり推進本部において、関係部局間の連携強化を図り、本取組指針に基づき、犯罪被害者支援のための各種施策を総合的、体系的に推進していきます。



市町犯罪被害者支援主管課長会議



滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会研修会

^{※5} 総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づいて設立された法人。全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指して設立された機関である。愛称は法テラス。2006 年(平成 18 年)4 月 10 日に設立され、同年 10 月 2 日から業務を開始した。

◆滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針(概要編)

基本目標

犯罪被害者に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、安心して暮らすことができる滋賀の実現をめざしていきます。

施策推進にあたっての重点的な取組方針 1

～犯罪被害者が抱える多様な課題に応え、平穏な日常生活への復帰を支援します～

平穏な日常生活への復帰の支援

情報提供・相談体制の充実

- ・総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実
犯罪被害者支援アドバイザーの設置による支援体制
- ・犯罪被害者の状況に応じた相談体制等の充実
各分野（交通事故、児童虐待、DV等）の相談体制等の充実と連携

深刻な犯罪被害からの回復支援

- ・精神的被害からの回復支援
地域、学校、警察等における犯罪被害者的心のケア
- ・日常生活への復帰に向けた支援
住宅、雇用の確保や経済的支援
- ・安全の確保
一時保護、再被害防止対策などによる犯罪被害者の不安の軽減、安全の確保

施策推進にあたっての重点的な取組方針 2

～犯罪被害者を理解し、ともに支え合う社会づくりを進めます～

犯罪被害者を支える社会づくり

犯罪被害者についての県民理解の促進

- ・犯罪被害者の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実
学習機会の提供、広報・啓発
- ・犯罪被害者を社会で支える人材育成の推進
支援過程における二次的被害防止のための関係者に対する教育、研修等

民間支援団体への支援

重要な役割を担う民間支援団体への支援方策の検討

施策推進のための体制整備

- ・民間支援団体との連携・協力
- ・市町との連携・協力
- ・国や関係機関との連携・協力
- ・横断的な府内推進体制

◆滋賀県における犯罪被害者支援のための具体的施策(平成21年度)

(1) 平穏な日常生活への復帰の支援

① 情報提供・相談体制の充実

ア 総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実

- ・犯罪被害者支援の総合的対応窓口の設置（県民活動課）

イ 犯罪被害者の状況に応じた相談体制等の充実

犯罪被害全般

- ・警察における犯罪被害相談（警察県民センター）
- ・捜査段階における被害者の負担軽減対策（指定被害者支援要員制度等）（警察県民センター）
- ・警察における適切な情報提供（被害者の手引き、被害者連絡制度）（警察県民センター）

子ども

- ・子ども家庭相談センターの夜間・休日の連絡・相談対応の確保（子ども・青少年局）
- ・市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活用等（子ども・青少年局）
- ・少年サポートセンター等における相談（県警少年課）

女性

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談（子ども・青少年局）
- ・警察における性犯罪被害者への適切な対応（警察県民センター 捜査第一課）
- ・警察におけるストーカー事案への適切な対応（県警生活安全企画課）

交通事故

- ・交通事故相談所における相談（交通政策課）

学校等

- ・スクールカウンセラー配置事業（学校教育課）
- ・私立学校におけるスクールカウンセラー配置に対する支援（総務課）
- ・小学校心のオアシス相談員配置事業（学校教育課）
- ・心の教育相談センター等における相談（学校教育課）
- ・問題行動対策連絡会議（スマップ会議）の活用（学校教育課）

(2) 犯罪被害者を支える社会づくり

① 犯罪被害者についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実

- ・道徳教育実践研究事業（学校教育課）
- ・「心のノート」の活用による道徳教育の推進（学校教育課 総務課）
- ・豊かな体験活動推進事業（学校教育課）
- ・学校における人権教育の推進（人権教育課）
- ・学校における犯罪抑止教育の充実（学校教育課 総務課）
- ・子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組み（学校教育課）
- ・家庭教育活性化推進事業（生涯学習課）
- ・「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業（警察県民センター 県民活動課）
- ・交通安全対策の推進（交通政策課）
- ・人権啓発活動の推進（人権施策推進課）
- ・民間被害者支援団体の広報に対する支援（警察県民センター 県民活動課）
- ・交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進（県警交通企画課 県警運転免許課）
- ・スクールカウンセラー配置事業（学校教育課）
- ・中学生保護者支援員配置事業（学校教育課）
- ・私立学校におけるスクールカウンセラー配置に対する支援（総務課）
- ・心のオアシス相談員派遣事業（学校教育課）
- ・学校・地域保健連携推進事業（スポーツ健康課）
- ・犯罪被害者に関する情報の保護（県警総務課 警察県民センター）
- ・犯罪発生状況等の情報提供（県警生活安全企画課）

★ここでは、「国的基本計画で位置づけられている施策」および「同基本計画での位置づけはないが犯罪被害者支援のためにある施策」を中心に具体的な施策として記載しています。この他にも各種給付金制度や生活支援の福祉制度等犯罪被害者支援施策として利用できる既存の施策があります。

② 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 精神的被害からの回復支援

- ・PTSDに対応できる関係従事者の養成（障害者自立支援課）
- ・精神保健福祉センター、各保健所における相談（障害者自立支援課）
- ・スクールカウンセラー配置事業（学校教育課）
- ・中学生保護者支援員配置事業（学校教育課）
- ・私立学校におけるスクールカウンセラー配置に対する支援（総務課）
- ・小学校心のオアシス相談員配置事業（学校教育課）
- ・心の教育相談センター等における相談（学校教育課）
- ・捜査段階におけるカウンセリング体制の整備（警察県民センター）
- ・警察における専門職員等による被害少年への継続的支援（県警少年課）

イ 日常生活への復帰に向けた支援

居住の安定確保

- ・県営住宅優先入居制度（倍率優遇）（住宅課）
- ・県営住宅目的外使用許可制度（住宅課）
- ・婦人保護施設等における日常生活支援の充実（子ども・青少年局）

経済的負担の軽減

- ・犯罪被害給付制度（警察県民センター）
- ・性犯罪被害者の初診料等に対する経費の公費負担（警察県民センター）
- ・司法解剖後の遺体搬送費等に対する経費の公費負担（警察県民センター）

雇用の安定確保

- ・離職者等に関する職業訓練（労政能力開発課）
- ・若年者への就職支援（労政能力開発課）

保健・医療・福祉等

- ・プレホスピタル対策事業（医務業務課）
- ・滋賀県救急医療情報ネットの整備（医務業務課）
- ・高次脳機能障害者への支援の充実（障害者自立支援課）
- ・医療機関、保険者における個人情報の適正な取扱いの周知徹底（医務業務課 医療保険課）

ウ 安全の確保

- ・再被害防止の推進（県警刑事企画課 警察県民センター）
- ・犯罪被害者に関する情報の保護（県警総務課 警察県民センター）
- ・保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施（子ども・青少年局）
- ・暴力団犯罪からの保護対策の推進（県警組織犯罪対策課）
- ・学校警察連絡制度（学警連携）（学校教育課 総務課 県警少年課）
- ・警察における児童虐待事案への適切な対応（県警少年課）
- ・児童虐待対応教員の設置（学校教育課）
- ・私立学校等に対する児童虐待通告義務の周知および研修会の開催（総務課）
- ・児童虐待関係研修会の開催（学校教育課）
- ・非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）（子ども・青少年局）
- ・PTA子育て学習講習会の開催（生涯学習課）

イ 犯罪被害者を社会で支える人材育成の推進

- ・犯罪被害者支援関係者研修会（県民活動課）
- ・警察職員に対する研修（警察県民センター）
- ・看護に関わる者に対する研修（医務業務課）
- ・民生委員児童委員に対する研修（健康福祉政策課）
- ・交通事故相談員支援事業（交通事故政策課）
- ・少年補導職員の技術向上（県警少年課）
- ・スクールカウンセラー配置事業（学校教育課）
- ・中学生保護者支援員配置事業（学校教育課）
- ・私立学校におけるスクールカウンセラー配置に対する支援（総務課）
- ・小学校心のオアシス相談員配置事業（学校教育課）
- ・教育相談担当者等の連絡協議会等による研修（学校教育課）
- ・子ども家庭相談センター・市町等関係職員の資質の向上のための研修（子ども・青少年局）
- ・民間支援団体の人材育成研修に対する支援（警察県民センター）

② 民間支援団体への支援

- ・民間支援団体の活動支援（警察県民センター）
- ・民間支援団体の人材育成研修に対する支援（警察県民センター）
- ・民間支援団体の広報に対する支援（警察県民センター 県民活動課）
- ・全国被害者支援ネットワークに対する協力（警察県民センター）
- ・被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワークとの連携（警察県民センター）
- ・犯罪被害者サポートテレホン相談（警察県民センター）